

第3回京都市百井青少年村のあり方検討会議 次第

令和2年8月31日（月）
午後1時30分から
左京区役所
1階 大会議室A・B

1 開会

2 議題

- (1) 報告書について（事務局説明）
- (2) 質疑，意見交換

3 閉会

資料1 今後のスケジュール（案）

資料2 京都市百井青少年村の今後のあり方について（報告書・骨子）

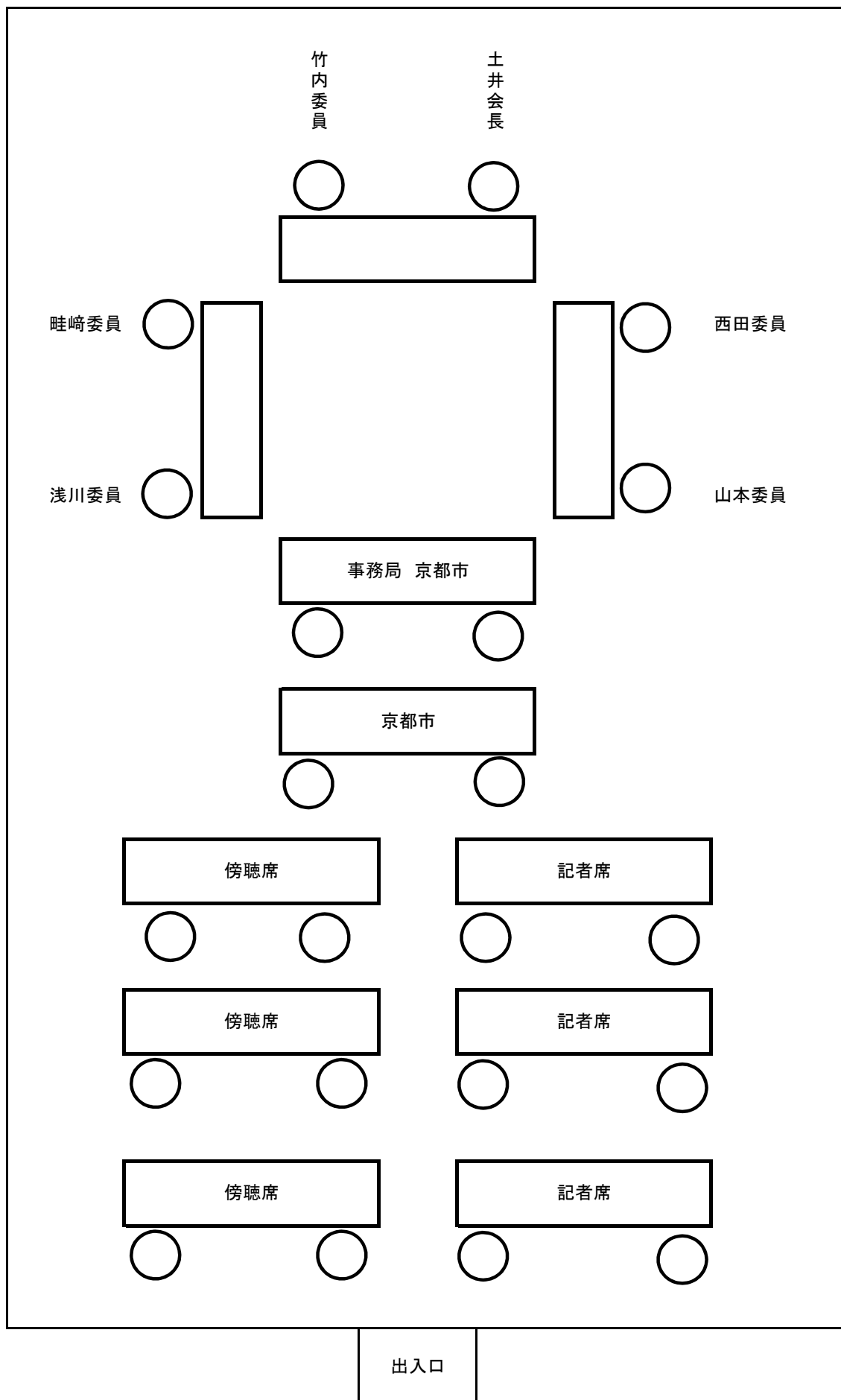
「京都市百井青少年村のあり方検討会議」委員名簿

氏 名	団 体 ・ 役 職 名
あさかわ えいじろう 浅川 栄治郎	日本ボーイスカウト京都連盟 事務局長
うねさき けいこ 畦崎 桂子	一般社団法人ガールスカウト京都府連盟 事務局次長
たけうち かおり 竹内 香織	公益財団法人京都市芸術文化協会 事業課長／ NPO法人京都子どもセンター 副理事長
○ ど い つとむ 土井 勉	一般社団法人グローバル交流推進機構 理事長
にしだ なつね 西田 夏音	市民公募委員
やまもと すすむ 山本 進	百井町自治会 会長

※ 五十音順，敬称略。○は会長。

第3回 京都市百井青少年村のあり方検討会議

令和2年8月31日(月)午後1時30分～



京都市百井青少年村のあり方検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るために設置している京都市百井青少年村について、現状及び課題を踏まえ、今後のあり方を検討するため、京都市百井青少年村のあり方検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

2 委員は再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 市長は、委員のうちから会議の会長を指名する。

2 会長は、会議の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務)

第6条 会議の開催に関する事務は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

○京都市百井青少年村条例

昭和47年6月1日

条例第14号（制定）

平成13年3月30日条例第79号

改正 平成17年12月26日条例第66号

平成26年3月25日条例第133号

平成31年3月28日条例第82号

京都市百井青少年村条例

（設置）

第1条 青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るため、野外活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市百井青少年村

位置 京都市左京区大原百井町356番地

（事業）

第2条 京都市百井青少年村（以下「青少年村」という。）においては、次の事業を行う。

- （1） 野外活動のための施設の提供
- （2） 野外活動に関する指導及び助言
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第3条 青少年村の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 前条各号に掲げる事業に係る業務
- （2） 青少年村の維持管理に係る業務
- （3） その他市長が必要と認める業務

(供用時間及び休所日)

第4条 多目的室の供用時間及び青少年村の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

供用時間 午前9時から午後9時まで

休所日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用の許可)

第5条 青少年村を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年村の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第7条 宿泊施設及び多目的室の利用の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、電気又はガスを特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 利用者は、青少年村の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成13年5月1日規則第14号で平成13年5月27日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他多目的室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市百井青少年村条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市百井青少年村条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例第2条第1項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成１７年１２月２６日条例第６６号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市百井青少年村条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市百井青少年村条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- ３ この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第４条	第５条
第９条第１項	第１０条第１項

附 則（平成２６年３月２５日条例第１３３号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ 京都市百井青少年村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成３１年３月２８日条例第８２号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市百井青少年村条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市百井青少年村の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区分			利用料金		
			午前	午後	夜間
宿泊施設（1人1泊につき）	山の家	18歳未満の者	円 730		
		18歳以上の者	1,570		
	ロッジ	18歳未満の者	520		
		18歳以上の者	1,040		
	多目的室		全面利用	3,140	3,980
半面利用			1,570	1,990	2,200

備考

- 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- この表に掲げる利用時間の区分を超えて多目的室を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

今後のスケジュール（案）

8月31日（月）	第3回検討会議
10月頃	第4回検討会議 ・ 報告書（案）をもとに，意見交換
（第4回後速やかに）	報告書取りまとめ
令和2年度末以降	公募等に着手

(案)

京都市百井青少年村の今後のあり方について（報告書・骨子）

Ⅰ 施設や地域の現状分析

1 施設が抱える課題

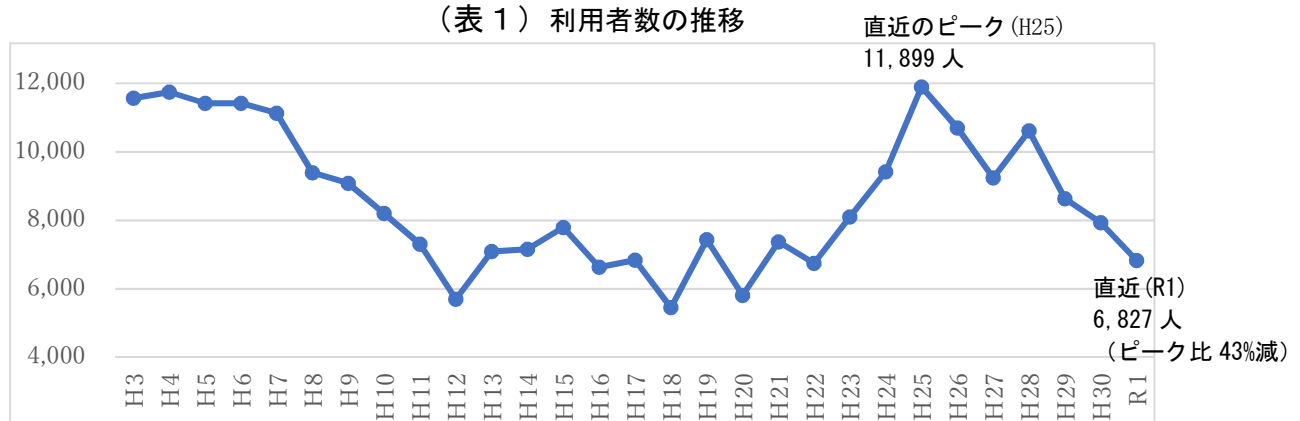
京都市百井青少年村は、本検討会議発足の契機ともなった次のような課題を抱えており、これらを踏まえて中長期的なあり方を検討する必要性がある。

(1) 利用者数の低迷

利用者数の増加に向けては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成23年度から25年度にかけて、宿泊キャンプ体験事業や日帰りの野外体験事業などの取組を行い、利用者増に結びついた。しかしながら、以降は減少に転じており、利用者数はピーク時に比べて4割以上の減となっている。この要因として、次のような内容が考えられる。

- ・ 施設開設時に比べて近隣のキャンプ場が数多く設置されてきていること。
- ・ 自主事業の利用は増加・維持しているが、ピーク時と直近の令和元年度実績を比較すると、個人（△9.9%）、学校（△78.6%）、青少年・その他（△36.0%）となっており、特に学校関連の団体について、利用が落ち込んでいること。
- ・ 効果的な広報活動ができておらず、知名度が低いと思われること。

(表1) 利用者数の推移



※ 平成2年度以前はデータなし

(表2) 主要施設ごとの利用者数の内訳

	H 2 5 (直近ピーク時)					H 2 9				
	山の家	ロッジ	テント	交流C	計	山の家	ロッジ	テント	交流C	計
個人	181	542	646	0	1,369	154	217	1,179	0	1,550
学校関係	303	560	2,099	504	3,466	183	552	747	0	1,482
青少年団体	0	141	786	0	927	0	195	375	0	570
その他団体	301	641	860	1,372	3,174	150	445	501	475	1,571
自主事業	463	22	931	1,547	2,963	964	0	1,486	788	3,238
計	1,248	1,906	5,322	3,423	11,899	1,451	1,409	4,288	1,263	8,411
	H 3 0					R 1				
	山の家	ロッジ	テント	交流C	計	山の家	ロッジ	テント	交流C	計
個人	32	135	810	0	977	71	86	1,077	0	1,234
学校関係	72	153	962	10	1,197	58	167	515	0	740
青少年団体	36	4	255	10	305	17	32	454	0	503
その他団体	113	198	627	348	1,286	149	222	1,060	690	2,121
自主事業	356	99	2,032	1,679	4,166	73	0	1,175	981	2,229
計	609	589	4,686	2,047	7,931	368	507	4,281	1,671	6,827

(表3) 京都府及び滋賀県に立地するキャンプ場の数

	キャンプ場の数 (うち百井青少年村より後に開設したもの)
京都府	約60 (約45)
滋賀県	約60 (約35)
計	約120 (約80)

※百井青少年村を除く

(2) 施設の魅力向上と収益改善

利用料金制を採用しているものの、収入の約9割を京都市からの委託料でまかなっており、次のような点を考慮すれば今後大きな収入増も見込めないことから、収支の均衡を図ることが困難となっている。

- ・ 利用料金を設定している宿泊棟（ロッジ及び山の家）が使用停止となっていること。
- ・ 最も利用者が多いテントサイト（宿泊利用の83.0%）が無料となっていること。
- ・ 平成12年度の交流センター設置以来、目立った新たな魅力の創出がないこと。
- ・ 時代にそぐわない名称であることに加え、青少年のみが利用できる施設との印象を与え、ターゲットが限定される可能性があること。
- ・ インフラ（道路、上下水道、通信環境）が十分でない、自動販売機を含め物販がない、予約や支払いの方法が限られるなど、利便性に欠けること。

(表４) 収支状況

(単位：円)

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
収入合計	9,359,000	9,213,400	9,199,390	9,088,600	9,338,751
委託料	8,233,000	8,233,000	8,233,000	8,233,000	8,459,231
利用料金	980,400	966,390	855,600	966,390	879,520
支出合計	9,713,979	9,295,087	9,233,741	9,135,418	9,751,990
人件費	7,177,723	6,882,324	6,467,691	6,882,324	6,678,689
事業費	1,401,403	1,740,001	1,868,931	1,740,001	1,240,871
委託費	346,505	442,090	298,690	442,090	568,410
小額修繕費	174,960	31,578	254,502	31,578	37,508
その他	194,496	137,748	245,604	137,748	1,226,512
収支差額	△354,979	△81,687	△34,351	△46,818	△413,239

※ 平成２７年度から利用料金制に移行し、指定管理者が直接利用料収入を得られるようになった。

(３) 施設の老朽化

老朽化に伴う損傷が激しいことから宿泊棟が使用停止となっており、トイレも設備が老朽化して使いづらく、不衛生に見えるなど、各施設の老朽化が進んでいる。

なお、宿泊棟を改修する場合、使用を再開するために必要な箇所を最低限改修するだけでも、約３００万円程度の費用が必要であり、仮に改修したとしても、木造であることや湿度の高い環境であること、また建物自体が床下に雨水をため込む構造であることに鑑みれば、近い将来、同様の劣化が生じ、それに伴う改修が必要となる可能性が高い。

2 施設の持つ魅力・可能性

その一方で、本施設が持つ魅力や可能性としても、次のようなものが挙げられる。

- (1) 地域と共存した施設の運営（交流事業の開催など）を行っており、地域にとって重要な施設であること。
- (2) 百井地域の強みである自然環境や原風景などを生かした体験ができること。
- (3) 交流人口の増加に伴う地域及び京都市域の活性化につながる施設になり得ること。

3 大原百井の地域特性

あり方の検討に当たっては、全市的な視点に加えて、大原百井地域の過疎化が進む中で、これまで施設や利用者との共生で培ってきたものを踏まえ、施設運営の中で地域の魅力を引き出すことや、地域の活性化に向けて施設を活用していく視点が必要となる。

【強み】

- ・ 川，星，雪，動植物等の豊かな自然環境
- ・ 山間部でありながらも市街地から短時間でアクセスできる地理的環境
- ・ 元々のつながりの強さに加えて若者も移住するなどしっかりとした地域コミュニティ

【弱み】

- ・ 冬の寒さが厳しい気候
- ・ 人口減少・過疎化
- ・ 陰しい道路環境

II 今後の方向性

1 基本的な考え方

先に述べた本施設の魅力・可能性を考慮すれば、今後より一層求められると考えられる、地域の活性化、市街地で暮らす市民に対する山間部の魅力の発信において、本施設が果たす役割は大きく、財源の確保とランニングコストの課題をクリアすることを前提とした再整備を行ったうえで、基本的には施設を存続させることが望ましい。

しかしながら、その一方で、本施設が市民全体の税負担によって支えられる公設の施設であることに鑑みれば、施設の存続のあり方については次の点に十分な留意がなされなければならないだろう。

- ① 施設の存続に当たっては、先に述べた次の課題を克服していく必要があること。
 - ・ 利用者数の低迷
 - ・ 施設の魅力向上と収益改善
 - ・ 施設の老朽化
- ② また、公設を維持し、施設に対して今後も公的な財源を投入していくのであれば、①に加えて、次の点について市民への説明責任が必要となること。
 - ・ 公設施設であることの必要性
 - ・ 利用者負担のあり方や採算性の確保
 - ・ 京都市の厳しい財政状況
- ③ こうした状況を踏まえ、長期的な存続に向けては、指定管理者制度の枠にとどまらない民間事業者の参画により、ソフト・ハードの両面から施設のリニューアルを行っていくことが前提となること。

上記を踏まえ、本検討会議においては、以下のとおり本施設が目指すべき将来像と、これを実現するための具体的な方策の例を示す。

京都市においては、本検討会議の意見を踏まえて方針決定を行い、必要となる準備を整えたうえで見直しを進められたい。

2 目指すべき将来像 ～長期的な施設の存続に向けたビジョン～

3つのキーコンセプトに基づき、地域住民と共存しながら百井地域ならではのブランド力を確立し、高めていけるような施設のリニューアルを行い、大原百井地域をはじめとした京都市域全体の賑わいの創出へつなげる。

（キーコンセプト）

学ぶ・遊ぶ

- ・ 豊かな自然の中での生活体験，遊び

いやす

- ・ 都市生活から離れて過ごす時間
- ・ 日本の原風景

交わる

- ・ 地域コミュニティとの交流
- ・ 外部からの交流人口の増加

3 具体的な方策の例

（1）類似施設との差別化（魅力創出）

- ・ ターゲットの再設定（青少年から個人・ファミリー層への拡大，施設名称の変更）
- ・ ソフト事業の充実（地域との交流イベントなど）
- ・ 地域特性の活用（自然環境，デジタルデトックス，リモートワークなど）

（2）財源の確保，施設の位置付け

- ・ 利用料金の見直しなどによる安定収入の確保
- ・ 更なる民間活力の導入に向けた柔軟な運営方法の検討
- ・ 宿泊棟の除却とランニングコストも意識した新たな建物の設置検討

（3）利便性の向上・情報発信の充実

- ・ 物販や決済方法の充実
- ・ パンフレットやホームページのリニューアル

（4）地域との連携

- ・ 地域での農業・林業体験
- ・ 地域のまちづくり活動との連携
- ・ 地域からの食事や土産物の提供
- ・ 回遊性の向上（大原，鞍馬など）